

富里市家庭的保育事業等（地域型保育事業）の
設備及び運営に関する基準について

平成 2 6 年 5 月 3 0 日
健康福祉部子育て支援課

(参考) 子ども・子育て支援法における給付・事業の類型について

【類型図】

給付または事業	種別	種別 2	種別 3	認可基準	確認	
子ども・子育て支援給付	教育・ 保育給付	施設型給付 ※20人以上	認定こども園	幼保連携型	市（中核市のみ）	市
				保育所型		
				幼稚園型		
				地方裁量型		
		幼稚園	—			
	保育所	—	市（中核市のみ）			
	地域型保育給付	小規模保育事業	A型	市		
			B型			
			C型			
			家庭的保育事業	—		
居宅訪問型保育事業			—			
事業所内保育事業	—					
現金給付	児童手当					
地域子ども・子育て 支援事業 (全13事業のうち抜粋)	① 利用者支援事業					
	② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）					
	③ 妊婦健康診査					
	④ 乳児家庭全戸訪問事業					
	⑤ 養育支援訪問事業，子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）					
	⑥ 子育て短期支援事業					
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業					
	⑧ 一時預かり事業		⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）			
	⑨ 延長保育事業		⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業			
	⑩ 病児保育事業		⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			

地域型保育事業の概要

○ 地域型保育事業について

児童福祉法において児童福祉施設(同法第7条)として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業として位置付けられている。子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしている。類型は以下の4種類で、定員数や保育の実施場所等により違いがある。

◇小規模保育事業(利用定員:6人以上19人以下)

◇家庭的保育事業(利用定員:5人以下)

◇居宅訪問型保育事業

◇事業所内保育事業(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要としている子どもに保育を提供)

(国) 子ども・子育て会議資料より



地域型保育事業の種類

1 地域型保育事業のコンセプト

⇒地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる，質が確保された保育を提供し，子どもの成長を支援する。

- ・大都市部の待機児童対策，児童人口減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応
- ・多様な主体が，多様なスペースを活用して質の高い保育を提供
- ・保育所分園やグループ型小規模保育，へき地保育所，地方単独事業など様々な事業形態からの移行

2 地域型保育事業の性格について

- 家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「地域型保育事業」という。）は，児童福祉法において児童福祉施設（7条）として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり，様々な場所で展開される事業として位置付けられている。
- そのため，多様な場所，規模・提供形態を前提とする事業として，質の確保方策を検討し，その上で，保育所（児童福祉施設）に準じた規制が必要な場面においては，適宜，対応する必要がある。

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	・家庭的な雰囲気の下で，少人数を対象にきめ細かな保育を実施	・比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下，きめ細かな保育を実施	・企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	・住み慣れた居宅において，1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	・少人数（現行は家庭的保育者1人につき，子ども3人） ※保育補助者がいる場合は子ども5人まで	・6～19人まで	・様々（数人～数十人程度）	・1対1が基本
場所	・家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	・多様なスペース	・事業所その他様々なスペース	・利用する保護者・子どもの居宅

地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について

1 概要

地域型保育事業では，保育需要の増大に機動的に対応できるよう，客観的な認可基準に適合することを求め，

① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては，経済的基礎，社会的信望，社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。

② その上で，欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き，市町村が認可するとされている。
(児童福祉法 34 条の 15 第 3 項)

2 地域型保育事業の設備及び運営基準の制定に当たって

(1) 地域型保育事業の設備及び運営基準は，国が定める基準（省令）を踏まえ，市が条例を制定する。

(児童福祉法 34 条の 16 第 1 項)

(2) 国が定める地域型保育事業の設備及び運営基準における「従うべき基準」と「参酌すべき基準」は以下のとおり。

(児童福祉法 34 条の 16 第 2 項)

【基準の区分】

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	職員の資格，員数
	乳幼児の適切な処遇の確保，安全の確保，秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	それ以外の事項

※特に，「保育室及び面積（面積基準）」については，地域の実情に応じて，公的空間等の活用を図るため，保育所とは異なり「参酌すべき基準」としている。

国の示す基準に対する富里市の基準（案）とその考え方

（※） 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

国の示す基準の内容	※	富里市基準 （案）	基準に対する富里市の考え方
【各地域型保育事業に共通の事項】			
○ 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう，連携協力を行う保育所，幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。	従	国の基準案どおり	本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，国基準を富里市の基準とする。
○ 家庭的保育事業者等は，利用乳幼児に食事を提供するときは，当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。	従	〃	〃
○ その上で，特例として，食事の提供について，連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業，社会福祉施設，病院からの搬入を行うことも可能とする。また，離島などの地域においては学校，学校給食センターからの搬入も可とする。	従	〃	〃
○ 利用乳幼児に対し，利用開始時の健康診断，少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	参	〃	〃
【家庭的保育事業】			
○ 家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場所であって，以下の要件を満たす場所で実施するものとする。 【調理室に係る部分のみ従】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育を行う専用の部屋（9.9㎡以上（保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡を加えた面積））を設けること ・ 衛生的な調理設備及び便所を設けること ・ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（満2 	参・ 従	国の基準案どおり	本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，国基準を富里市の基準とする。

<p>歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。代替地も可)があること</p> <p>・火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること</p>			
<p>○ 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合、3人以下の保育を行う場合であって家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる。</p> <p>【調理員に係る部分のみ従】</p>	参・従	〃	〃
<p>○ 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>	従	〃	〃
<p>○ 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)</p>	従	〃	〃
<p>○ 家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特例に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)</p>	従	〃	〃
【小規模保育事業】			
<p>○ 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所には、乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上であること)、調理設備及び便所を設けること。【調理設備に係る部分のみ従】</p>	参・従	国の基準案どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を富里市の基準とする。
<p>○ 乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。</p>	参	〃	〃
<p>○ 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型及びB型には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること)、屋外遊技場(1人につき3.3㎡以上であること)(代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。【調理設備に係る部分のみ従】</p>	参・従	〃	〃

<p>○ 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には，保育室又は遊戯室（1人につき3.3㎡以上であること），屋外遊技場（1人につき3.3㎡以上であること）（代替地含む。），調理設備及び便所を設けること。【調理設備に係る部分のみ従】</p>	参・従	〃	〃
<p>○ 小規模保育事業所A型には，保育士，嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては，調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分のみ従】</p>	参・従	〃	〃
<p>○ 小規模保育事業所A型については，保育士の数は，次の区分ごとに応じ，各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>① 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人</p> <p>④ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	従	〃	〃
<p>○ 小規模保育事業所B型には，保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者，嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては，調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分のみ従】</p>	参・従	〃	〃
<p>○ 小規模保育事業所B型の保育従事者の数は，次の区分ごとに応じ，各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし，そのうち半数は保育士とする。</p> <p>① 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に1人</p> <p>③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人に1人</p> <p>④ 満4歳以上の児童 おおむね30人に1人</p>	従	〃	〃
<p>○ 小規模保育事業所C型には，家庭的保育者，嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては，調理員を置かないことがで</p>	参・従	〃	〃

きる。【調理員に係る部分のみ従】			
○ 小規模保育事業所C型においては、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。	従	〃	〃
○ 小規模保育事業C型はその利用定員を6人以上10人以下とする。	従	〃	〃
【居宅訪問型保育事業】			
○ 居宅訪問型保育事業は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 ① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ② 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24第5項に規定する措置に対応するために行う保育 ④ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める乳幼児に対する保育 ⑤ 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育	従	国の基準案どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を富里市の基準とする。
○ 居宅訪問型保育事業は、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	従	〃	〃
○ 居宅訪問型保育事業者は、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	従	〃	〃

【事業所内保育事業】

○ 事業所内保育事業者は、利用定員に応じ、本省令で定める数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上～5人以下	1人
6人以上～7人以下	2人
8人以上～10人以下	3人
11人以上～15人以下	4人
16人以上～20人以下	5人
21人以上～25人以下	6人
26人以上～30人以下	7人
31人以上～40人以下	10人
41人以上～50人以下	12人
51人以上～60人以下	15人
61人以上～70人以下	20人
71人以上	20人

参

国の基準案どおり

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を富里市の基準とする。

○ 乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。

参

〃

〃

○ 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育所（利用定員20名以上）には、乳児室（1人につき1.65㎡以上であること）又はほふく室（1人につき3.3㎡以上であること）、医務室、調理室（保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業者が事業場に附属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設ける。

参・
従

〃

〃

【調理室に係る部分のみ従】

○ 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室（1人につき1.98㎡以上であること）、屋外遊戯室（代替地含む。1人につき3.3㎡以上であること）、調理室（保育所型事業所

参・
従

〃

〃

内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。) 及び便所を設けること。【調理室に係る部分のみ従】			
○ 保育所型事業所内保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業や搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分についてのみ従】	参・従	〃	〃
○ 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設を確保しないことができる。	従	〃	〃
○ 小規模型事業所内保育事業所（利用定員19人以下）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつた場合、調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分についてのみ従】	参・従	〃	〃
○ 小規模型事業所内保育事業の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。 ① 乳児 おおむね3人につき1人 ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に1人 ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人に1人 ④ 満4歳以上の児童 おおむね30人に1人	従	〃	〃
【経過措置】			
○ 現在、自園で調理を行っていない場合については、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は経過措置として、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができる。	従	国の基準案どおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を富里市の基準とする。
○ 連携施設の確保が著しく困難であつて子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合には、省令の施行の日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。	従	〃	〃

○ 小規模保育事業C型にあつては、省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人～15人以下とすることができる。

従